

産業廃棄物処分業許可証

住所 長崎県長崎市上戸石町2077番地1

氏名 有限会社環境産業 取締役 石橋 雅彦

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

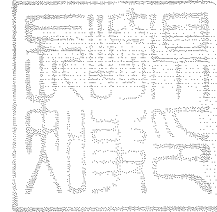
長崎県知事 大石 賢吾

許可の年月日

令和3年10月2日

許可の有効年月日

令和10年10月1日



1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理

産業廃棄物の種類

| 処分の方法 | 産業廃棄物の種類 |
|---------------|---|
| (1) 破 碎 (移動式) | 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上2種類は廃蛍光灯に限る。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) |
| (2) 圧 縮 | ①廃プラスチック類、②金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く。) |

以上2種類
(石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 金属くず等の破碎施設 (移動式) (野村興産(株)製 蛍光灯破碎机 GZ21-10)

| | |
|-----------|-------------------|
| 保 管 場 所 | 長崎県長崎市上戸石町2077番地1 |
| 設 置 年 月 日 | 平成13年6月26日 |
| 処 理 能 力 | 6.2 t/日 (8時間) |

(2) 廃プラスチック類等の圧縮施設 (渡辺鉄工(株)製 LBW-1510-100C)

| | |
|-----------|--|
| 設 置 場 所 | 長崎県雲仙市瑞穂町西郷丙字高野836番地1 |
| 設 置 年 月 日 | 平成22年3月16日 |
| 処 理 能 力 | ①: 188.8 t/日 (8時間)、 ②: 92.8 t/日 (8時間) |

3. 許可の条件

| | | |
|----------------|--------|---------------------------------------|
| 移動式破碎 に係る条件 | 稼働日 | 平日に限る。 |
| | 稼働時間 | 午前9時から午後5時までに限る。 |
| | 稼働場所 | 処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。 |
| | 騒音防止措置 | 隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となるような措置を講ずること。 |

4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|------------|-------------------------------|
| 平成13年10月2日 | 産業廃棄物処分業新規許可 |
| 平成18年10月2日 | 産業廃棄物処分業更新許可 |
| 平成22年7月30日 | 産業廃棄物処分業変更許可 (処分の方法 (圧縮) の追加) |
| 平成23年10月2日 | 産業廃棄物処分業更新許可 |
| 平成28年10月2日 | 産業廃棄物処分業更新許可 |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無